

第55回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

開催日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時

開催場所

大成ラミック株式会社 会議室
埼玉県白岡市下大崎873番地 1

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件



ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年はご来場を自粛いただき、事前に郵送での議決権の行使をお願いいたします。また、当日はご出席の株主さまの安全配慮のため、感染予防措置を取らせていただく予定です。詳細につきましては「新型コロナウイルスの感染防止に向けた対応について」を同封しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本年は、株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご提供を取止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

大成ラミック株式会社

証券コード：4994

証券コード 4994

2020年6月9日

株 主 各 位

埼玉県白岡市下大崎873番地1

大成ラミック株式会社

代表取締役社長 木 村 義 成

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、株主の皆さまにおかれましては、本年に限り、ご出席を自粛いただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、議決権は事前に書面により行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県白岡市下大崎873番地1
大成ラミック株式会社 会議室

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第55期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役7名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. その他

本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、当社ホームページ（<https://www.lamick.co.jp/>）に掲載させていただきます。当該資料の郵送をご希望の方は、当社総務人事部（0480-97-0224）までご連絡ください。

なお、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、書面による郵送または当社ホームページに掲載させていただきます。

代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、業績や今後の事業展開等を勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき、第55期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円 総額257,356,312円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金70円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役在任期間
①	再任 木村 義成	代表取締役社長	30年
②	再任 長谷部 正	代表取締役専務	9年
③	再任 富田 一郎	常務取締役	11年
④	再任 北條 洋史	取締役コーポレートユニットリーダー兼経営企画本部長	1年
⑤	再任 宮下 すすむ	社外取締役候補者 独立役員候補者	6年
⑥	再任 友野 なお直 子	社外取締役候補者 独立役員候補者	4年
⑦	再任 鈴木 みち道 たか孝	社外取締役候補者 独立役員候補者	3年

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	木 村 義 成 <small>きむら よしなり</small> (1953年9月22日生)	1990年7月 当社取締役製版部長 1993年7月 同常務取締役工場長 1995年7月 同専務取締役包装フィルム本部長 2000年6月 同専務取締役生産本部長 2002年6月 同専務取締役管理本部長 2005年3月 株式会社タイパック代表取締役社長（現任） 2007年6月 当社代表取締役社長（現任）	177,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 木村義成氏は、長きにわたり当社取締役を務め、適切な業務執行により当社発展に寄与してまいりました。また、2007年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップのもとグローバル化を推進し、グループ全体を統括しております。これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
2	長 谷 部 正 <small>はせべ ただし</small> (1965年5月10日生)	2006年4月 当社生産本部プロセスセクターセクター長 (部長代理) 2007年7月 同生産本部生産統括部長代理 2009年6月 同執行役員管理本部財務部長兼情報システム室長 2009年6月 株式会社グリーンパックス代表取締役社長 2010年6月 当社執行役員管理本部副本部長 2011年6月 同取締役管理本部長 2020年4月 同代表取締役専務（現任）	4,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 長谷部正氏は、当社入社以来、生産・営業・管理部門等業務全般に携わってまいりました。また、本年4月からは代表取締役専務として、当社グループ全体の経営をより広範にわたり担っております。これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;">とみ た いち ろう 富田 一郎 (1969年6月21日生)</p>	<p>2002年4月 当社生産本部工場長 2007年4月 同管理本部財務部長代理 2008年4月 同管理本部財務部長 2009年6月 同取締役生産本部長 2017年4月 同取締役DANGANソリューション事業部長兼生産本部長 2018年4月 同取締役DANGANソリューション事業部長 2020年4月 同常務取締役（現任） 2020年4月 Taisei Lamick USA, Inc.取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 富田一郎氏は、当社入社以来、主に包装フィルム・充填機械に関する製造部門に携わってまいりました。現在はその実績と豊富な知見を生かし、当社の営業及び生産部門を統括するとともに、さらなるグローバル化の推進を担っております。これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	5,100株
4	<p style="text-align: center;">ほう じょう ひろ ふみ 北条 洋史 (1964年1月22日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2008年12月 同行デュッセルドルフ支店副支店長 2012年5月 同行外為事務部長 2014年5月 同行ソウル支店長 2017年1月 当社へ出向（2018年1月に転籍） 2018年1月 同管理本部財務部長 2018年4月 同執行役員経営企画室長 2019年6月 同取締役経営企画室長 2020年4月 同取締役コーポレートユニットリーダー兼経営企画本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 北条洋史氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えるとともに海外での豊富な勤務経験を有しております。また、当社においては中期経営計画及びグループ全体の経営戦略の策定等を担っております。これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	101株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	みや した すずむ 宮 下 進 (1948年3月4日生)	1972年4月 東洋インキ製造株式会社(現 東洋インキ S Cホールディングス株式会社)入社 2000年1月 TOYO INK EUROPE S.A.S.(現 TOYO INK EUROPE SPECIALTY CHEMICALS S.A.S.)代表取締役社長 2005年1月 HANIL TOYO CO.,LTD.代表取締役社長 2007年3月 東洋モートン株式会社代表取締役社長 2014年6月 当社取締役(現任)	- 株
【社外取締役候補者とした理由】 宮下進氏は、長年にわたり複数の会社にて代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
6	とも の なお こ 友 野 直 子 (1964年8月25日生)	1988年4月 株式会社西武百貨店(現 株式会社そご う・西武)入社 2008年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2009年1月 高木佳子法律事務所(現 T&Tパートナ ーズ法律事務所)入所(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 2017年6月 株式会社エフテック社外取締役(現任)	- 株
【社外取締役候補者とした理由】 友野直子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした専門的見地から有用な意見をいただくとともに、人事に関する経験・見識が豊富であることから、ダイバーシティの推進にも寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p style="text-align: center;">すずきみちたか 鈴木道孝 (1950年10月13日生)</p>	<p>1976年4月 株式会社東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1997年10月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）新宿新都心支店副支店長 2002年11月 同行ムンバイ支店長 2004年10月 シロキ工業株式会社へ転籍 2005年2月 SHIROKI North America, Inc.副社長 2007年6月 同社社長 2012年10月 シロキ工業株式会社特別顧問 2015年6月 当社監査役 2017年6月 同取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 鈴木道孝氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有することから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮下進、友野直子、鈴木道孝の各氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は宮下進、友野直子、鈴木道孝の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 宮下進氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年であり、友野直子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、鈴木道孝氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、宮下進、友野直子、鈴木道孝の各氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役古村博、小平修の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1※	<p style="text-align: center;">やま ぐち まさ はる 山口 政 春 (1958年7月11日生)</p> <p>【監査役候補者とした理由】 山口政春氏は、当社入社以来、主に生産部門に携わり長きにわたり当社事業を牽引してまいりました。また、近年はアメリカ及びマレーシアに設立した海外子会社の役員を兼任していたこともあり、当社グループ全体の事業に精通しております。これらの知見や経験から監査役に適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。</p>	<p>1997年7月 当社取締役包装フィルム本部工場長 2000年6月 同取締役生産本部副本部長 2002年6月 同取締役生産本部長 2009年6月 同取締役機械・開発本部長 2011年4月 Taisei Lamick USA, Inc.代表取締役社長 2011年6月 当社常務取締役 2016年9月 同常務取締役兼ASEAN事業部長 2016年10月 Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.取締役 2020年4月 当社取締役（現任）</p>	8,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">こ だいら おさむ 小 平 修 (1958年4月7日生)</p>	<p>1983年4月 軒沢公認会計士事務所入所 1987年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1991年8月 公認会計士登録 1993年1月 小平公認会計士事務所開設（現任） 1993年1月 青南監査法人入所 1997年11月 同社員就任 2003年9月 同代表社員就任（現任） 2008年8月 同代表就任（現任） 2016年6月 当社監査役（現任）</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 小平修氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験・実績と会計に関する高度な知見を有しており、当社の監査役として監査業務の健全性・透明性の向上に貢献してまいりました。 これらの実績と経験に基づき、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>	- 株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山口政春氏は、本総会終結の時をもって当社取締役を退任する予定であります。
 3. 小平修氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、当社は小平修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 小平修氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、小平修氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 6. ※は新任の監査役候補者であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2015年6月17日開催の第50回定時株主総会において、2016年3月末日に終了する事業年度から2020年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に在任する取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬としてご承認いただき導入しておりますが、本議案は、この「株式報酬」に係る制度（以下、「本制度」といいます。）をその内容を一部変更したうえで継続することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としており、本制度の継続は相当であると考えております。

本議案は、2015年6月17日開催の第50回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内））とは別枠で、対象期間を2025年3月末日に終了する事業年度まで延長し、対象期間の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）に対して株式報酬を支給することを目的として本制度をその内容を一部変更して継続することのご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

※ 当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、継続する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除きます。）
② 対象期間（延長分）	2021年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで
③ 延長した対象期間（延長分の5事業年度）において、当社株式の取得資金として当社が追加拠出する金銭の上限	金100百万円
④ 当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法又は自己株式処分による方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり10,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び経営指標に関する数値目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、一定の要件を満たす取締役を受益者として2015年8月7日に信託期間5年間として設定済みである本信託につき、信託期間を延長したうえで、延長分の対象期間（5事業年度）中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、金100百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。

本信託は、本信託内の金銭（前記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

また、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めてさらに延長するとともに、これに伴い、信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。）、本制度をさらに継続することがあります。この場合、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該再延長分の対象期間の事業年度数に金20百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出し、後記（3）①のポイント付与及び後記（3）③の当社株式の交付を継続することがあります。

また、上記のように対象期間を再延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間をさらに延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① ポイントの付与方法

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのもを取締役会決議により改定することがあります。）に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び経営指標に関する数値目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり10,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役は、前記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株に相当するものとします。但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 当社株式の交付手續

各取締役に対する前記②の当社株式の交付は、原則として、各取締役の退任時に、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

但し、このうち一定の割合の当社株式については、源泉徴収等のために、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境に改善がみられ、緩やかな景気回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により足元で大幅に下押しされており、国内はもとより世界経済に与える影響や金融資本市場の変動に一層留意する必要があります。

当軟包装資材業界におきましては、ライフスタイルの変化に伴う新たな包装形態に対し底堅い需要はあるものの、原油価格の変動による原材料価格への影響、天候不順による機会損失、環境問題を背景に脱プラスチック等の対応、流通業界でのフードロス削減に伴う供給量の最適化や賞味期限延長への取り組み等が顕在化し影響を受け始めております。

このような状況下、当社グループのビジネスモデルである「フィルム・液体充填機 DANGAN・オペレーション」をワン・ストップで提供する体制を一層推進するため、国内では仙台営業所を移転しDANGANデモルームを併設、海外では東アジアでのさらなる拡販とSE体制の現地化を目的に韓国支店を開設いたしました。また、販売面では市場環境の変化から数量が伸び悩む中、前期より取り組んでおりました販売価格の見直し効果が徐々に表れ、生産面では働き方改革に伴う生産体制の見直しやコスト削減活動等により、収益確保に努めました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は264億95百万円（前年同期比2.0%減）、営業利益は17億60百万円（同21.2%増）、経常利益は17億28百万円（同16.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億5百万円（同13.1%増）となりました。

部門別概況は次のとおりであります。

[包装フィルム部門]

国内市場においては、夏物商品の出足が好調となりましたが、その後の天候不順や市場環境の変化により前年同期の売上高を下回りました。海外市場においては、世界各地で経済・貿易の不透明感が増す中、為替における円高進行等の影響があったものの、前期に新工場の稼働を開始したTaisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.の業績が改善し、前年同期の売上高を上回りました。

その結果、売上高は239億77百万円（前年同期比1.4%減）となりました。

なお、包装フィルム部門において、新型コロナウイルスの感染拡大による業績への影響は軽微であります。

[包装機械部門]

包装機械部門においては、国内外の展示会への出展及び新規顧客の開拓等、積極的な営業活動に取り組みましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い商談及び設置時期が遅延したこと等により販売台数が減少した結果、売上高は25億18百万円（前年同期比8.1%減）となりました。

部門別売上高

部 門 名		金 額	構成比
包装 フ ィ ル ム 部 門	液 体 充 填 用 フ ィ ル ム	17,410,752 千円	65.7 %
	ラ ミ ネ ー ト 汎 用 品	5,474,474	20.7
	そ の 他	1,091,935	4.1
	計	23,977,162	90.5
包 装 機 械 部 門	包 装 機 械	1,304,854	4.9
	周 辺 機 器	579,980	2.2
	そ の 他	633,948	2.4
	計	2,518,784	9.5
合 計		26,495,946	100.0

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は8億57百万円であり、その主な内容は、韓国市場における販売拡大を目的とした韓国支店の開設や、生産体制の強化・合理化、品質体制の強化のための工場設備投資、研究開発用設備への投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社グループの所要資金として、金融機関からの借入れにより14億円の調達を行っております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 国内事業

[事業環境]

当社グループが主力とする食品業界の国内事業においては、単身・共働き世帯の増加に伴い簡便調理が可能な食品の需要が増加する等、ライフスタイルの変化とともに、従来の内食・外食に加え、中食需要の増勢がみられ、小容量の液体包装需要も堅調に推移してきました。今後も少子高齢化が進むことが予想され、個食機会の増加から堅調な中食需要を背景に、小容量の液体包装需要は底堅く推移するものと思われます。

一方、国内人口が減少している中、長期的には総消費量は漸減することが予見され、同時に包装需要も徐々に縮小することが考えられます。

短期・中期的視点では、「環境負荷低減への社会的意識の高まり」「少子高齢化の進展による労働人口の減少」等、社会的課題への取り組みが求められ、環境配慮・生産性向上等を実現する製品・サービスの提供が求められております。

[戦略]

国内におけるニーズが「量」から「質」に変化しつつあることを受け、「質の高い製品・サービス価値の提供」を追求し、利益額・利益率の最大化を目指します。これを実現するため、より付加価値の高い製品・サービスの開発に加え、コスト競争力を高めるコストの最適化、スピーディーな意思決定とそれを実行するための組織体制及び人財開発の整備を進めております。

[課題]

既に顕在化している、もしくは今後顕在化が見込まれるお客様及び社会のニーズに応えるとともに、製品・サービスの質を高め利益の最大化を目指すために取り組むべき主たる課題として次の4点に取り組んでおります。

a. 研究開発

既存の製品・サービス分野では、包装に求められる機能性を維持しつつ環境負荷の低減に貢献する包装フィルムの開発、お客様のさらなる生産性向上に貢献する包装機械の開発に持続的に取り組んでおります。

また、液体包装分野でこれまで培ってきた知見・経験に磨きをかけつつ、新たな価値提供分野の研究・開発にも取り組んでおります。

b. コスト競争力の強化

当社製品製造にかかわる生産コスト削減をはじめとし、全社的な全リソースの最適化を図ることで利益率の改善、コスト競争力の強化に努めております。

c. 組織体制の整備

戦略遂行にあたり、スピーディーな意思決定とそれを実行するための組織体制を整備しております。今後も確実な戦略運営を行うため、適時・的確に組織体制の整備を行ってまいります。

d. 人財

人財は最重要の経営リソースと認識しております。将来の経営環境と戦略を見据え、最適な人員数運営と能力開発に注力しております。人財運営にあたっては、従業員満足と戦略遂行のバランスが不可欠であり、常に必要な人事制度の改革にも取り組んでおります。

② 海外事業

[事業環境]

当社グループが事業を展開する東アジア地域、米州地域、東南アジア・オセアニア地域においては、既に小容量の液体フィルム包装による流通形態は定着しており、その需要は安定的に推移していると思われれます。

わが国と比較し、人口動態等各地域がおかれている状況は様々ではありますが、「生産性向上」「環境負荷低減」等、各地域が共通して抱える課題も多数存在しております。

当社グループは既に海外で事業展開を開始し、着実に市場を開拓している途上にあり、今後も成長余地は十分にあると考えております。

[戦略]

当社グループが日本国内で構築した「包装フィルム」「包装機械」「オペレーションサービス」の三位一体の提供体制は海外においても希少であり、その有効性は高いと考えております。お客様の抱える課題に対し、総合的にソリューションを提供することで、製品・サービスの新規開拓を精力的に進め、当社グループの売上拡大のドライバーとして成長を目指します。

[課題]

a. ローカル市場への対応

「生産性向上」「環境負荷低減」等、各地域共通の課題がある一方、各市場それぞれに固有のニーズも多数存在します。このような地域特性に合わせ、きめ細かく対応するローカル戦略の重要性は極めて高いと認識しております。そこで当社グループでは、事業を展開する各地域それぞれで、地域特性に合わせた事業戦略、製品・サービス戦略を進めております。

b. その他

「研究開発」「コスト競争力」「組織体制」「人財」に関する課題は国内事業と共通です。各地域において、ローカルニーズに合わせそれぞれの課題を認識し、対応を進めております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第51期 2016年3月期	第52期 2017年3月期	第53期 2018年3月期	第54期 2019年3月期	第55期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高	22,510,733	23,903,980	25,657,272	27,049,369	26,495,946
経常利益	1,828,889	1,960,352	1,658,926	1,489,503	1,728,979
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,285,016	2,808,462	1,379,385	977,073	1,105,202
1株当たり当期純利益	207円61銭	451円26銭	199円16銭	141円7銭	159円54銭
総資産	24,533,184	29,000,336	29,656,620	29,712,201	29,135,605
純資産	14,433,692	18,588,569	20,159,829	20,484,026	20,772,511

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり当期純利益を算定するための期中平均株式数については、役員向け株式交付信託及び株式給付信託型E S O Pの信託財産として保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
4. 第52期において、Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.を新たに連結の範囲に含めております。なお、2016年9月30日をみなし取得日としており、同社の決算日(12月31日)と連結決算日(3月31日)との差異が3ヶ月を超えないため、同社の2016年12月31日の貸借対照表を連結するとともに、2016年10月1日から2016年12月31日までの3ヶ月間の損益計算書を連結しております。
5. 第52期において、2017年3月7日を払込期日として650,000株の公募増資を実施し、また、2017年3月29日を払込期日として普通株式97,500株の第三者割当増資を実施しております。
6. 第53期において、Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.は決算日を12月31日から3月31日に変更したため、2017年1月1日から2018年3月31日までの15ヶ月間の損益を連結しております。
7. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第54期の期首から適用しており、第53期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社グリーンパックス	20,000千円	100.0%	運送及び保管業務
Taisei Lamick USA, Inc.	6,000千米ドル	100.0%	包装フィルムの販売並びに 液体充填機械の販売及び保守
Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.	101,000千マレーシア リンギット	80.2%	包装フィルムの製造及び販売 並びに液体充填機械の販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの主な事業は、軟包装用プラスチックフィルム及び液体充填機械の開発・製造・販売を行っております。

(9) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

本社・白岡第1工場	埼玉県白岡市
白岡第2工場	埼玉県白岡市
白岡第3工場	埼玉県白岡市
製版工場	埼玉県白岡市
製袋工場	埼玉県白岡市
星川DANGAN'S STUDIO	埼玉県白岡市
岡山DANGAN'S STUDIO	岡山県岡山市
新潟事業所	新潟県見附市
札幌営業所	北海道札幌市中央区
盛岡営業所	岩手県盛岡市
仙台営業所	宮城県仙台市若林区
東京営業部	東京都港区
名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
福岡支店	福岡県糟屋郡志免町
韓国支店	大韓民国ソウル特別市ソンパ区

② 子会社

国内子会社

株式会社グリーンパックス 埼玉県白岡市

在外子会社

Taisei Lamick USA, Inc. アメリカ合衆国 イリノイ州

Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd. マレーシア セランゴール州

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
846 名	±0 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員を含み、使用人兼務取締役及び臨時従業員（期中平均雇用人員70名）は含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
573 名	+16 名	37.0 歳	11.5 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員を含み、使用人兼務取締役及び臨時従業員（期中平均雇用人員63名）は含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,126,560 千円
株式会社三井住友銀行	362,485
株式会社武蔵野銀行	88,800
三井住友信託銀行株式会社	65,400
株式会社埼玉りそな銀行	31,108

- (注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,047,500株（自己株式119,352株を含む）
- (3) 株主数 20,013名
- (4) 大株主（上位15位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 タ イ パ ッ ク	569 千株	8.2 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	338	4.9
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	234	3.4
C L E A R S T R E A M B A N K I N G S . A .	223	3.2
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	220	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	208	3.0
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	191	2.8
CREDIT SUISSE(LUXEMBOURG)S.A./CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	189	2.7
大 成 ラ ミ ッ ク 取 引 先 持 株 会	178	2.6
木 村 義 成	177	2.6
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	136	2.0
大 成 ラ ミ ッ ク 従 業 員 持 株 会	135	2.0
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	135	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	124	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	100	1.5

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（119,352株）を控除して計算しております。
3. 自己株式（119,352株）には、役員向け株式交付信託及び株式給付信託型E S O Pの信託財産として保有する当社株式27,428株を含んでおります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木村 義成	代表取締役社長	株式会社タイパック代表取締役社長
山口 政春	常務取締役兼ASEAN事業部長	Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.取締役
長谷部 正	取締役管理本部長	
富田 一郎	取締役DANGANソリューション事業部長	
北條 洋史	取締役経営企画室長	
宮下 進	取締役	
友野 直子	取締役	T&Tパートナーズ法律事務所弁護士 株式会社エフテック社外取締役
鈴木 道孝	取締役	
古村 博	常勤監査役	
小平 修	監査役	小平公認会計士事務所所長 青南監査法人代表社員・代表
山口 さやか	監査役	公認会計士山口さやか事務所所長 TAXパートナーズ税理士法人社員

- (注) 1. 取締役宮下進、友野直子、鈴木道孝の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小平修、山口さやかの両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役宮下進、友野直子、鈴木道孝、監査役小平修、山口さやかの各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役山口政春氏は、2020年4月1日をもってTaisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.取締役を退任しております。
5. 2019年6月26日開催の第54回定時株主総会において、新たに北條洋史氏が取締役に選任され就任いたしました。
6. 監査役小平修氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役山口さやか氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8名 153,580千円 (うち社外取締役 3名 15,660千円)

監査役 3名 16,080千円 (うち社外監査役 2名 6,480千円)

- (注) 1. 2015年6月17日開催の第50回定時株主総会において、取締役の報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとして年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)、1995年7月18日開催の第30回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額30百万円以内としてご承認をいただいております。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に繰入した役員賞与引当金31,120千円(社外取締役を除く取締役5名)が含まれております。
3. 上記報酬等の額には、業績連動型株式報酬制度として当事業年度に繰入した、役員株式給付引当金7,650千円(社外取締役を除く取締役5名)が含まれております。本制度につきましては、2015年6月17日開催の第50回定時株主総会において、1.に記載の取締役の報酬額とは別枠で決議をいただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役の人員は8名、監査役の人員は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏の以下の兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

区分	氏名	兼職先
取締役	友野直子	T&Tパートナーズ法律事務所弁護士 株式会社エフテック社外取締役
監査役	小平修	小平公認会計士事務所所長 青南監査法人代表社員・代表
監査役	山口さやか	公認会計士山口さやか事務所所長 TAXパートナーズ税理士法人社員

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席及び発言状況
取締役	宮下進	当事業年度開催の取締役会には、10回中9回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から、必要な発言を行っております。
取締役	友野直子	当事業年度開催の取締役会には、10回中9回に出席し、議案審議等につき、弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
取締役	鈴木道孝	当事業年度開催の取締役会には、10回全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から、必要な発言を行っております。
監査役	小平修	当事業年度開催の取締役会には、10回中9回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、11回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	山口さやか	当事業年度開催の取締役会には、10回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、11回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 29,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識に関する会計基準適用支援業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,430,257	流 動 負 債	7,333,090
現金及び預金	4,784,196	買掛金	3,948,928
受取手形及び売掛金	6,461,603	1年内返済予定の長期借入金	892,560
商品及び製品	1,828,246	リース債務	52,498
仕掛品	808,929	未払金	774,293
原材料及び貯蔵品	318,277	未払法人税等	449,926
その他の	229,003	未払消費税等	222,500
固 定 資 産	14,705,347	賞与引当金	490,168
有 形 固 定 資 産	13,583,922	役員賞与引当金	31,120
建物及び構築物	6,154,308	株主優待引当金	71,913
機械装置及び運搬具	1,869,758	その他	399,181
工具、器具及び備品	388,809	固 定 負 債	1,030,003
土地	4,912,734	長期借入金	781,793
リース資産	112,790	リース債務	77,542
その他	145,521	従業員株式給付引当金	31,100
無 形 固 定 資 産	211,197	役員株式給付引当金	38,010
ソフトウェア	118,920	退職給付に係る負債	58,029
のれん	4,854	繰延税金負債	19,262
その他	87,422	その他	24,265
投資その他の資産	910,228	負 債 合 計	8,363,093
投資有価証券	420,288	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	15,869	株 主 資 本	20,283,094
繰延税金資産	273,747	資 本 金	3,426,246
その他	215,672	資 本 剰 余 金	3,403,601
貸倒引当金	△15,348	利 益 剰 余 金	13,745,164
資 産 合 計	29,135,605	自 己 株 式	△291,918
		その他の包括利益累計額	△36,475
		その他有価証券評価差額金	111,471
		繰延ヘッジ損益	△89
		為替換算調整勘定	△87,564
		退職給付に係る調整累計額	△60,291
		非 支 配 株 主 持 分	525,892
		純 資 産 合 計	20,772,511
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	29,135,605

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売 上								26,495,946
高 価								20,110,851
利 益								6,385,095
管 理 費								4,624,197
営 業 利 益								1,760,897
営 業 外 収 益								76,322
受 取 利 息						20,987		
受 取 配 当 金						8,808		
物 品 配 売 の 益 他						16,190		
営 業 外 費 用						30,336		
支 払 利 息						8,120		
売 上 替 割 引						1,162		
為 替 差 損 他						55,114		
経 常 利 益						43,844		108,241
特 別 利 益								1,728,979
特 別 損 失								19,123
固 定 資 産 売 却 益						6,771		
投 資 有 価 証 券 売 却 益						12,352		
特 別 損 失								52,830
固 定 資 産 除 却 損						1,005		
特 定 資 産 退 職 金 損						16,625		
投 資 有 価 証 券 評 価 損						22,151		
						13,048		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益								1,695,272
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税								669,190
法 人 税 等 調 整 額								△8,201
当 期 純 利 益								1,034,283
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失								70,918
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								1,105,202

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

個別

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目	金 額
資 産 の 部			負 債 の 部	
流 動 資 産		12,952,325	流 動 負 債	6,913,120
現金及び預	金	3,609,807	買掛金	3,805,634
受取手形	金	1,086,048	1年内返済予定の長期借入金	892,560
売掛	金	5,495,302	リース債	42,821
製成品	品	1,646,300	未払金	784,560
仕掛	品	763,430	未払法人税等	397,784
材料及び貯蔵	品	225,550	未払消費税等	210,572
前払費用	用	75,176	引当金	19,036
その他の	他	50,709	役員賞与引当金	430,000
固 定 資 産		14,512,898	株主優待引当金	31,120
有 形 固 定 資 産		10,553,939	退職給付引当金	71,913
建物	物	4,280,089	固定負債	227,117
構築物	物	399,894	長期借入金	947,261
機械及び装置	置	1,541,308	リース債	781,793
車両運搬具	具	41,427	従業員株式給付引当金	73,227
工具、器具及び備品	品	292,255	従業員株式給付引当金	31,100
土地	地	3,887,882	退職給付引当金	38,010
リース資産	産	105,260	その他の引当金	1,344
建設仮勘定	定	5,821	負債合計	21,786
無 形 固 定 資 産		186,051	純 資 産 の 部	7,860,381
借地権	権	78,787	株主資本	19,486,537
ソフトウェア	ア	98,628	資本剰余金	3,426,246
電話加入権	権	5,668	資本剰余金	3,913,721
その他の資産	他	2,966	利益剰余金	3,913,721
投 資 そ の 他 の 資 産		3,772,908	利益剰余金	12,438,487
投資有価証券	券	418,879	利益剰余金	165,000
関係会社株	式	2,400,153	その他の利益剰余金	12,273,487
従業員に対する長期貸付金	金	769	買換資産圧縮積立金	8,102
関係会社長期貸付金	金	500,000	特別償却準備金	3,969
長期前払費用	用	2,737	圧縮地圧縮積立金	2,572
前払年金費用	用	102,123	別途積立金	16,440
繰延税金資産	産	217,217	繰越利益剰余金	3,660,000
その他の	他	146,375	自己株式	8,582,403
貸倒引当金	金	△15,348	評価・換算差額等	△291,918
資 産 合 計		27,465,223	その他の有価証券評価差額金	118,304
			繰延ヘッジ損益	118,393
			純資産合計	△89
			負 債 及 び 純 資 産 合 計	27,465,223

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

個別
(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,954,760
売上原価	18,905,328
売上総利益	6,049,431
販売費及び一般管理費	4,065,564
営業利益	1,983,867
営業外収益	73,149
受取利息及び配当金	14,509
その他の収益	58,640
営業外費用	92,692
支払利息	3,982
売上割引	1,162
為替差損	31,977
その他の費用	55,570
経常利益	1,964,324
特別利益	15,940
固定資産売却益	3,587
投資有価証券売却益	12,352
特別損失	51,825
固定資産除却損	16,625
特別退職金	22,151
投資有価証券評価損	13,048
税引前当期純利益	1,928,438
法人税、住民税及び事業税	589,755
法人税等調整額	△5,858
当期純利益	1,344,541

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 島 力 ㊦
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大成ラミック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大成ラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 島 力 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大成ラミック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

大成ラミック株式会社 監査役会

常勤監査役 古村 博 ㊟

社外監査役 小平 修 ㊟

社外監査役 山口 さやか ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

大成ラミック株式会社 会議室

埼玉県白岡市下大崎873番地 1



交通の
ご案内

J R 宇都宮線 **白岡駅** 下車 白岡駅西口よりタクシーで7分
東北自動車道 久喜 I.C.より さいたま栗橋線をさいたま方面に10分
首都圏中央連絡自動車道 白岡菖蒲 I.C.より5分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。